

第57回新生ふくしま復興推進本部会議 議事録

- 日時：平成28年8月17日（水） 11：30～11：40
- 場所：第一特別委員会室（本庁舎2階）

【鈴木副知事】

それでは、ただいまから、新生ふくしま復興推進本部会議を開催いたします。議題に入る前にまず、台風7号の被害状況について、危機管理部長。

【危機管理部長】

昨夜から本県に影響を与えております台風7号の被害状況について報告いたします。

本日0時20分に大雨警報、洪水警報が発令され、県内の多くの市町村で警報が出ております。

3.避難（完了）の状況でございますが、県内で避難をされた方は、今回はおられませんでした。

4.被害の状況でございますが、人的被害はございません。住家被害でございますが、福島市内で床上浸水12棟と床下浸水10棟がございました。福島市の桜木町などで床上・床下浸水がございました。その他の被害ですが、35件ありますが、ほとんどが市町村道の冠水、あるいは、倒木による通行止めで、順次解消されつつあります。

鉄道の状況でございますが、JR各線、阿武隈急行が現在運転を見合わせております。昼頃までに点検を終えて、順次運転再開されると見込まれております。

一般道路ですが、国道49号が一時通行止めになりました。それから、高速道路ですが、飯坂―白石間で一時通行止めが発生しました。

それから、記載のような停電が発生しております。

県道につきまして、7ページを御覧ください。一番下の欄のとおり各県道で冠水等による通行止めが発生しておりますが、順次解消に向けて作業中です。

被害状況の報告については以上です。

【鈴木副知事】

これに関して特に付け加えることはございますか。

【危機管理部長】

一点だけ、現在、二本松の阿武隈川の水位観測地点で氾濫注意水位を超えて

おりまして、ほとんどの河川は水位が下がっている状況ですが、二本松だけはまだ上昇しているため、雨は止みましたが、山に降った雨が流れ込む状況について注意深く見守っていきたいと思います。

【鈴木副知事】

よろしいですか。

それでは、議題に入りたいと思います。

報告事項の1つ目、「帰還困難区域の取扱いに関する要望書」について、企画調整部長。

【企画調整部長】

資料1を御覧ください。この「要望書」は、本日、自民党・公明党、与党両党に提出したものであります。

帰還困難区域の取扱いにつきましては、8月5日に与党両党の東日本復興加速化本部から、県及び帰還困難区域を抱える7市町村に政府への与党提言の案が示され、この案に対する意見の提出を求められたところであります。

県といたしましては、関係7市町村との意見の調整を行い、共同で「要望書」を提出することといたしました。

裏面をお願いいたします。1. 「与党として、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意を示すこと。」、2. 「市町村が策定する復興拠点等整備計画を最大限に尊重し、地域の実態に応じた復興・再生に取り組むこと。」、5.

「復興拠点と設定しなかった地区を含めた帰還困難区域の中長期的な復興に向けた市町村の構想を国は、しっかりと受け止め、復興を果たしていくという強い意志を示すこと。」など、記載の8項目であります。これについて、要望したところであります。

【鈴木副知事】

今の説明について何かございますか。

知事お願いします。

【知事】

帰還困難区域の取扱い方針は、この区域を抱えている市町村、そして、福島県全体にとって復興の先行きに関わる重要な課題であります。引き続き、地元市町村の考えを最大限尊重して、住民の皆様が希望を持つことができる方針になるよう、県として意見を申し上げ、各部局が連携して、避難区域全体の復興・再生に向けて、しっかりと取り組んでください。

【鈴木副知事】

報告事項の2つ目「第1回戸別訪問の実施状況」と3つ目「帰還・生活再建に向けた総合的な支援策」について避難地域復興局。

【避難地域復興局次長】

応急仮設住宅の供与終了に向けた戸別訪問とそれに伴う支援策について報告させていただきます。

資料2を御覧ください。応急仮設住宅供与終了に向けた第1回実施状況です。5月16日から7月1日まで実施いたしました第1回戸別訪問につきましては、7月末現在で、訪問対象9,394世帯のうち、72.3パーセントに当たります。6,795世帯と面会できました。このうち、平成29年4月以降の住宅が決まっているという世帯は、資料の左下の円グラフの緑色の部分になりますが、県内外合わせて全体の34.7パーセントに当たる、2,358世帯でした。今後は、面会できなかった2,599世帯と、さらには、右下の円グラフの赤枠で囲んだ要訪問世帯3,551世帯を合わせた6,150世帯について第2回目の戸別訪問を8月29日から実施してまいります。

資料3を御覧ください。民間賃貸住宅等家賃への支援制度についてです。昨年、支援制度の枠組みを発表して以来、各種相談会や戸別訪問など様々な機会を通じて被災者の方々の意見、要望等を踏まえ、この度、制度の内容を一部見直した上で決定いたしました。その概要について報告いたします。

対象世帯につきましては、収入要件を満たし、避難生活を継続することが必要な世帯としています。特に県内避難の場合は、当初、妊婦・子ども世帯のみを対象としていましたが、指定難病や障がいのため特定の病院での治療を必要とする世帯も対象として加えております。

住まいについてですが、当初は、民間賃貸住宅とUR住宅のみとしていましたが、収入に応じた家賃設定をしております公営住宅についてのみ対象外ということにいたしまして、雇用促進住宅等の住宅についても対象とすることにしております。

それから、一番大きな改正が収入要件の部分です。当初は、月額所得15万8,000円以下としていましたが、公営住宅の入居基準の裁量世帯を参考に、月額所得21万4,000円以下に拡げております。対象期間につきましては、要件を満たす支援対象世帯へ来年1月からの家賃の補助を行いますが、生活再建を早めるため、昨年の制度発表以降に契約したものについては、対象として補助を行ってまいります。

制度全体の概要につきましては、裏面に記載してございますので参考に御覧

ください。

第2回目の戸別訪問につきましては、この制度の紹介などによりまして、円滑な生活の再建の支援に努めてまいります。

【鈴木副知事】

以上の説明について何かございますか。

知事お願いします。

【知事】

民間賃貸住宅家賃への支援など、様々な制度を活用して、避難者の生活再建や帰還につながるよう、各部局が一体となって連携し、戸別訪問に取り組んでください。

【鈴木副知事】

以上で新生ふくしま復興推進本部会議を閉じます。